

参議院運輸委員会会議録第二十四号

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

午後一時四十五分開会

委員の異動

四月十九日委員鳥畠徳次郎君及び前田佳都男君辞任につき、その補欠として柴田栄君及び堀本宜実君を議長において指名した。

四月二十一日委員柴田栄君辞任につき、その補欠として鳥畠徳次郎君を議長において指名した。

四月二十三日委員中村正雄君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

本日委員江藤智君、天坊裕彦君、米田勲君、松浦清一君及び白木義一郎君辞任につき、その補欠として前田佳都男君、村山道雄君、相澤重明君、田上松衡君及び中尾辰義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	村松 久義君
理事	天埜 良吉君
委員	金丸 富夫君
	谷口 慶吉君
	大倉 精一君
	重宗 雄三君
	鳥畠徳次郎君
	平島 敏夫君
	前田佳都男君
	赤松常子君

○委員長(村松久義君) ただいまより委員会を開会いたします。

まず、委員変更について御報告いたしました。委員長(村松久義君) ただいまより委員会を開会いたします。

去る十九日前田佳都男君が辞任され、堀本宜実君が選任されました。また昨二十三日、中村正雄君が辞任され、赤松常子君が選任されました。さらに本日、江藤智君、米田勲君、白木義一郎君が辞任されました。さらに

○自動車の保管場所の確保等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

(第三十九回国会内閣提出) (継続案件)

本日の会議に付した案件

気象庁予報部長	多田 寿夫君
気象庁次長	肥沼 寛二君
事務局側	木村 陸男君
説明員	斎藤 昇君
常任委員	中尾 辰義君
会専門員	古谷 善亮君

○船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

現下の交通情勢は、交通事故の激化等、まことに憂べき状態となつておりますが、これに対しても、政府といたしましても、從来から臨時交通規制会議懇談会及び交通対策本部において関係行政機関相互の施策の総合調整をはかり、道路及び駐車場の整備、踏切道の改良、交通安全施設の整備、交通規制及び取り締まりの強化、交通安全運動及び交通安全教育の推進等の諸策を講じて、これが解決に銳意努力して参ったところであります。

しかしながら、最近における交通の発達、ことに自動車の増加は、まことに目ざましいものがあり、大都市における道路交通量は、道路容量をはるかにこえて、著しい交通渋滞を招いておりますが、加うるに車庫等の保管場所を有しない自動車が多数道路上に放置してはどの効果もないわけでありまして、この法律は、より直接的な手段として、政令で定める地域内においては、何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならないも

郎君が辞任され、前田佳都男君、相澤重明君、中尾辰義君が選任されました。

通の混雑に拍車をかける結果となつております。

同様禁止することとし、違反行為に対しては、それぞれ罰則を設けました。

なお、これらの規定は、全国的に適用されることが本来望ましいのではあります。が、一挙に実施することの利害得失を考慮して、当面道路交通の円滑化をはかる上において特に必要と認められる地域を政令で指定して実施し、逐次これを拡大していくこととした

ました。

さらに、この法律におきましては、現行道路交通法の駐車禁止及び駐車時間の制限に関する規定を強化いたしました。

なお、この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行することとなりましたが、自動車の保管場所としての道路の使用の禁止等に関する規定は、現在保管場所を有しない自動車の所有者が保管場所を準備するために必要な期間を考慮して、公布の日から一年後に施行することといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただけますようお願い申し上げます。

○委員長(村松久義君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(村松久義君) 次に、船舶職員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

通告があります。大倉君。

○大倉精一君 船舶職員法につきましては、私はきょう初めて内容にわかつたつ

てお尋ねするのですから、具体的にお答えを願いたいと同時に、いろいろと質問するのでありますから、いろいろとよくわかるように御説明を願いたいと思います。

まず第一番に、提案理由の説明を何回も繰り返して読んでみましたが、どうしても了解ができない点があります。というのは、今度の改正は、何を目的にしているのか、どういら動機で改正になるのか、どうもその点が本末必ずしも一致してない、こういうところが見受けられるのですが、この法律を改正する動機と目的について御説明を願いたい。

○國務大臣(斎藤昇君) 本法案を提案をいたしました理由は、先般申し述べましたとおりでございますが、今日船舶員法におきましては、船舶航行の安全等の見地から、通信士を三名以上、これは特定条件以上の船ですが、乗せなければならぬわけございませんが、通信機の進歩その他的情勢から考えて、原則として一名を乗せなければならぬわけございませんが、乘せなければならぬわけございませんが、海上航行の安全に支障を及ぼすことは、私は後退すると思う。しかもこれは特定条件以上の船であります。さういふことは、私はみまして、最低限度一名を乗せなければならぬ。いやしくも海上航行の安全を後退させるようなことを

関係についてはちつとも触れてない。ただことで「海上航行の安全といふものは私は後退すると思う。しかもこれは特定条件以上の船であります。今お話をのように、一名でも足りるようオート・アラームのことをおっしゃつてのことだらうと思ひますけれども、これによつて海上航行の安全といふものは私は後退すると思う。しかもこれは特定条件以上の船であります。たゞ十分である限りは、法律の最低限度を一名にすべきである、かように考えて提案をいたしたのであります。ただし、これは明らかに海上航行の安全を後退させる。それで、オート・アラームについては、これは専門委員会であるところの通信委員会においていろいろ論議をしておると思いま

す。日本でも毎年相当トン数の輸出航行の安全を保つておるわけであります。日本でも毎年相当トン数の輸出航行の安全を保つておるわけであります。たゞ十分である限りは、法律の最低限度を一名にすべきである、かように考へて、それで、オート・アラームにつけては、これは専門委員会であるところの通信委員会においていろいろ論議をしておると思いま

す。日本でも毎年相当トン数の輸出航行の安全を保つておるわけであります。たゞ十分である限りは、法律の最低限度を一名にすべきである、かように考へて、それで、オート・アラームにつけては、これは専門委員会であるところの通信委員会においていろいろ論議をしておると思いま

す。日本でも毎年相当トン数の輸出航行の安全を保つておるわけであります。たゞ十分である限りは、法律の最低限度を一名にすべきである、かように考へて、それで、オート・アラームにつけては、これは専門委員会であるところの通信委員会においていろいろ論議をしておると思いま

す。日本でも毎年相当トン数の輸出航行の安全を保つておるわけであります。たゞ十分である限りは、法律の最低限度を一名にすべきである、かように考へて、それで、オート・アラームにつけては、これは専門委員会であるところの通信委員会においていろいろ論議をしておると思いま

○大倉精一君 私はそういう区域はしろうとでわかりませんけれども、これは、はたしてこの船が沿岸をぐるっと回つて釣路へ行くのか、直行するものか、だれがこれを見張っているのですか。

○政府委員(若狭得治君) 海上保安庁及び管海官庁が監督いたしております。

○大倉精一君 私は関連質問ですけれども、将来のためにもお尋ねしておきますが、これは非常に危険なものだと思ひます。むしろ船舶安全法第四条といふものについては、再検討をする必要があるのではないか、こう考へますけれども、船舶安全法第四条については、現在のところ検討する考へはございません。

○政府委員(若狭得治君) 所管が違いますけれども、船舶安全法第四条につきましては、現状のところ検討する考へはございません。

○大倉精一君 私は、無線電話といふものについても、これもオート・アラームと同じように、これは完全なものとはいえないと思うのですね。これもまた青函連絡船で直接話を聞き、また現実に見てきたのですが、島陰に入つたらこれは届きませんよ、島陰に入つたら。あるいはまたいろいろむづかしい条件があつて、はつきり言葉が聞こえる状態でないといふと連絡通信はこれは無理なんですね。がああとう音ばかりして、直接話しあいができない。あるいはまた鹿児島弁の人と東北弁の青森の人とが話しても通じないのでですよ。こういう不便があると

○大介精一君 無線電話によるほうがより便利でございますし、

○政府委員(若狭得治君) 無線電話に比べてはるかに効率的な通信方法であるということは疑ひない事実でござりますので、われわれいたしましては、この無線電話の機器の発達改良という点について十分今後努力していく必要があります。

○大倉精一君 電話は十分でないから改良しなければならないといふうに考へておるわけであります。

○大倉精一君 諸君が非常に不安じやないかと思う前に、不健全なままでどんどん電話に切りかえていく、これでは船の乗組員が心を持たなければいけないと思うのです。海上安全といふなことについても、これがオート・アラームと同様に運営がだんだんと漫延すると、結局、企業は今のオート・アラームと同じ便法だと思います。ですから、こういうふうなこと

○政府委員(若狭得治君) 船舶安全法におきまして無線の設置を義務づけている船舶がござります。これにつきましては、当然法律上の義務でございまして、航行の安全といふことを守るために、不健全なままでどんどん電話に切りかえていく、これでは船の乗組員が心を持たなければいけないと思うのです。

○大倉精一君 非常に私は重大なことを聞いたと思うのですけれども、無線電話がきわめて不完全な今日の状態において、なおかつ無線電信を備えなければならぬ義務船を下げる、資格を下げるといいますかね、そういうような

○政府委員(若狭得治君) 船舶安全法におきましては、この沿海区域を航行する船舶については無線は義務づけられますが、これは重大なことなんですが、いかがであります。

○大介精一君 船舶安全法の盲点をついて、脱法を考えますと、これはどうも、これは重大なことなんですが、いかがであります。

○國務大臣(斎藤昇君) 法の盲点をついて、脱法を考えますと、これはどうも、これは重大なことなんですが、いかがであります。

○大倉精一君 法の盲点をつくといふのは、脱法行為ではないのですね。法律ではどうにも仕方がないのです。船舶安全法の第四条に従いますと、これは、脱法行為ではないのですね。法律ではどうにも仕方がないのです。逆に、これこれの船は無線電信を備えますことは事実でございます。これは船舶通信士の需給が非常に逼迫いたしておらないわけでございます。したがつて、そのために一つの悪結果でございます

○大倉精一君 それで、私は通信機の発達だけにすぎない、こういう結論が出されると思ひますけれども、この問題についての、今の無線電話に切りかえる

○大倉精一君 お、電話 자체の改善と、う点につきましては、今後郵政省ともなお連絡を密にして参らなければならぬわけでござりますけれども、現在のところ、この通信機を持つておる船舶、義務帆船の範囲といふものをさらに下げるおつもりであります。

○大倉精一君 さあ、まず始めに、この電話の改善につきましては、今後一そな努力をやっていきたい、また、これに加入する船舶が相定して、近海から沿海に切りかえる、これに伴つて無線電話に切りかえることについては、行政指導として格別関心を持たなければいけないと思うのです。

○大倉精一君 お、電話 자체の改善と、う点につきましては、今後一そな努力をやっていきたいと思います。

○大倉精一君 言つた盲点をついて、近海を区域としておつたものが沿海にする、これは故意といふことは当てはまらないかもしませんけれども、人減らしのためには、そういうような措置を企業家が勝手にとる、しかも無線電話という機能は、工合に認めた場合にどうしますか。

○國務大臣(斎藤昇君) 義務を命ぜられているものが義務を果たしていないけれども、これを法の命ずるところによつて処分する以外に手がございません。その点は嚴重に監督していくつもりであります。

○大介精一君 船舶安全法の盲点をついて、脱法を考えますと、これはどうも、これは重大なことなんですが、いかがであります。

○國務大臣(斎藤昇君) 法の盲点をついて、脱法を考えますと、これはどうも、これは重大なことなんですが、いかがであります。

○大倉精一君 法の盲点をつくといふのは、脱法行為ではないのですね。法律ではどうにも仕方がないのです。逆に、これこれの船は無線電信を備えますことは事実でございます。これは船

な大きな船ですね、これは当然近海区域を航行するという船で、ようけれども、これが単に経費節約、人減らしとうなつて参りますと、非常にそういう風潮が出てくるといふと、無線電話の通話といふものはますます混乱してくるに至るお考えはございませんか。

○國務大臣(斎藤昇君) 三千トンでなくとも、二百トンでも、外洋に出ようと思えば出られるわけであります。したがいまして、外洋に出てはいけないという船が外洋に出れば、すべて監視を厳重にして取り締まって参らなければならぬわけであります。三千トンであろうと二百トンであろうと、ここに三千トンという大きな船であれば、よけい外洋に出る可能性が多いわけでございますから、こういうものについて特別監視を厳重にいたさなければならぬ、かように考へておるわけでございます。

○大倉精一君 機械の点を今ここで

いふことで不完全な無線電話をくつけるために、法には触れないといふとでもって沿海区域に回っている、こんなつて参りますと、非常にそういうじやないかと思うのですがね。これの辺、何かひとつ法的にどうといふことでなければ行政指導として何かおやりになるお考えはございませんか。

○國務大臣(斎藤昇君) 三千トンでなくとも、二百トンでも、外洋に出ようとお思ひにならぬわけではありません。そこでお伺いするので、何かひとつ法的にどうといふことでなければ行政指導として何かおやりになるお考えはございませんか。

○政府委員(若狭徳治君) 現在の通信士の海運関係の状況を申し上げます。

も、たまたま現在の無線電話はまだだ不完全で、将来この機能の向上のために努力するという、そういう答弁がございましたので、聞いたのですけれども、結局はこれも、航行の安全なり何な

と言われましたように、無線通信士の

費の節約ということから、こういう処置をとる、裏から言えは人減らしといふことになる。そこでお伺いするので、何かひとつ法的にどうといふことでなければ行政指導として何かおやりになるお考えはございませんか。

○大倉精一君 まず、約六百名程度の人員が必要になりますと、約六百名程度の人員が必要になります。そういう点になるわけでござります。そういう点におきまして、需給関係からは、ぜひ

ともこの改正案が通りまして、少なくとも年間、来年度七百名ないし八百名程度の減員が可能になってくるという

○大倉精一君 この船舶通信士の需給の問題は、当面のそういう現象ではな

く、もっと根本的な問題があるんじゃないですか。たとえば今度整理の

○大倉精一君 まず、約六百名程度の人員が必要になりますと、約六百名程度の人員が必要になります。そういう点におきまして、需給関係からは、ぜひ

ともこの改正案が通りまして、少なくとも年間、来年度七百名ないし八百名程度の減員が可能になってくるという

○大倉精一君 この船舶通信士の需給の問題は、当面のそういう現象ではな

く、もっと根本的な問題があるんじゃないですか。たとえば今度整理の

○大倉精一君 まず、約六百名程度の人員が必要になりますと、約六百名程度の人員が必要になります。そういう点におきまして、需給関係からは、ぜひ

ともこの改正案が通りまして、少なくとも年間、来年度七百名ないし八百名程度の減員が可能になってくるという

○大倉精一君 この船舶通信士の需給の問題は、当面のそういう現象ではな

く、もっと根本的な問題があるんじゃないですか。たとえば今度整理の

ばならないと思います。なかんずく、先

ほど申し上げましたように、通信士の

養成機関等につきまして各省はらば

ら。これは私らうとありますがあ

聞くところによりますと、船舶通信士

の養成は、学校は文部省、この通信士

の無線士資格は郵政省乙種、甲種の

国家試験があつて、その間に何ら連絡

調整の手段がない。こういうことで各

省はらばだということを聞いておりま

すけれども、こういう問題について

も改善する必要があると思うのですけ

れども、大臣いかがですか。

○國務大臣(斎藤昇君) それぞの必

要によってそれぞれの所管に分かれて

おりますことは、それはやむを得ない

と存じますが、これらの關係の連絡を

緊密にいたしてやつて参らなければな

らないことも当然でございます。今ま

でも十分緊密な連絡のもとにやつてお

りますが、今後も一そくこれを強化を

いたして参りたいと考えます。

なお、航行の安全については、政府

はだんだんおるそかな考え方を持つてい

りますが、今後も一そくこれを強化を

いたして参りたいと考えます。

○大倉精一君 それではこの法律案を

出すにあたつて、この無線通信士の需

給の問題について、関係の文部省なり

郵政省なりと具体的にこの問題について

て話し合ひをされ、あるいは協議をさ

れたことがありますか。

○國務大臣(斎藤昇君) 今後この法案

が通過し、実施をいたして参れば、ど

ういうよろにやつていつでもわなけ

ればならないか、こりうことは当然

今後起ける問題であります。十分それ

で間に合うと、かようにしておこります。

○大倉精一君 まあややこしい答弁が

あつたんですが、やつてしないなら

やつてないだけつらです。これは

すべて法案を出す前に、需給の問題が

原因となる、需給の問題をどうすれば

いいか、十分相談されなければなら

ない。提案理由の説明にも、今度の改

正の動機になつたものは無線通信士の

需給の逼迫であるといふことが動機に

なつておりますので、この法案を出す

前に需給の逼迫の原因なり何なりを十

正して検討して、関係各省と協議をする。

そうして必要な改正を出してくる。こ

れが当然のことなんだけれども、こ

の前にやつておられるかどうか。

○國務大臣(斎藤昇君) 需給の問題は

一要因であるには違ひありませんが、こ

れが当然のことなんだけれども、こ

の前にやつておられるかどうか。

たしましても、あるいは海員の方々に

おかれても、決して航行の安全をなお

ぎりにしているわけではありませんよ

うえ、「乙種船舶通信士及び丙種船舶通

信士の免許年令が満二千才以上であり

ますのを満十八才以上に改めた」、こ

れは当分の間、措置をとることによ

て船舶通信士の需給緩和をはからうと

おこります。これは「要因とおしゃるけれ

ども、これは船舶通信士がたくさん

おつたら今読んだよなことが出てこ

ないと思う。船舶通信士の需給が逼迫

しておるから、この提案理由の説明の

中にあるように「当分の間」こういつこ

とをやるようになつてゐるんじゃない

です。

○國務大臣(斎藤昇君) だから私は一

要因ではあるがと申し上げたのであり

ます。まだ、ただいままで御議論に

なつておりますので、この法案を出す

前に需給の逼迫の原因なり何なりを十

正して検討して、関係各省と協議をする。

そうして必要な改正を出してくる。こ

れが当然のことなんだけれども、こ

の前にやつておられるかどうか。

たしましても、あるいは海員の方々に

おかれても、決して航行の安全をなお

ぎりにしているわけではありませんよ

うえ、「乙種船舶通信士及び丙種船舶通

信士の免許年令が満二千才以上であり

ますのを満十八才以上に改めた」、こ

れは当分の間、措置をとることによ

て船舶通信士の需給緩和をはからうと

も、特に日本の場合におきましては、氣象關係の状態が非常に私は特異なる

のがあると思うのですね。気象庁にお

尋ねしますけれども、今度の法改正で

三名が一名になり一直制になるのです

が、こういうことになるのですけれど

も、船舶の氣象通信には影響があります

せんか。

○説明員(多田寿夫君) 今の御質問で

ございまますが、ちよつと前提がござ

いますのでですから、前提について

ちよつと申し上げます。

御案内のように、この法案は経過期

間が三年でございまして、そのあとで

もつて正式に実施をする、こういう段

階でございます。三年の経過期間にお

きましては通信士が一名、三年を経過

したあとにおきまして一名になる、こ

ういう関係でござります。その二名

ども、最も大きな要因は、今日の科学

技術、機械の進歩に適応したそういう

技術でござります。

○大倉精一君 まあこれはやめますけ

れども、もう少しやはり直に御解説

を願わぬところもあります疑惑がた

まついくんでですね。一要因には違い

ないが、一要因にしてもだんだんあります

だければよい、こういうことでござ

ります。じゃ一名になつた場合にはど

うなるかといふことござりますが、乗つておる間におきましては全く支障

がない。多少氣象電報の励行をしてい

の気象通報をいただくといふことが第一点であります。

第二点におきましては、台風等異常

時がございますが、そういうときにお

きましては、そういう一日四回といふ

一つの原則にこだわらずに始終いただ

く。これは船自身においても自分の安

全という立場から、当然それが守られ

るものと思っております。この二つを維持するために一人の場合においては

どうか、十分これが一人乗つた場合で維持されるといふことになりますも

のでござりますから、一応支障がない

といふふうなことに相なるわけござります。

○大倉精一君 それはほんとうですか。

○説明員(多田寿夫君) わたよへでござ

います。一定のこの方針をとるために一定の措置をとるといふことござります。

○大倉精一君 一定の方針で一定の措置とはどういうことですか。

○説明員(多田寿夫君) わたよへでござ

ります。一定のこの方針をとるために一定の措置をとるといふことござります。

○説明員(多田寿夫君) その措置といつましても、特定航路における特定

船舶と契約を結ぶといふふうな一つの方法でござります。

○大倉精一君 一定の方針をとつておきましても、それから

いろいろ調査をし、聞いておるところによりまするといふこと、航行中の船舶

にかかる限りの船規則に限るわけですね。これは私は

いろいろ調査をし、聞いておるところによりまするといふこと、航行中の船舶

にかかる限りの船規則に限るわけですね。これは私は

いろいろ調査をし、聞いておるところによりまするといふこと、航行中の船舶

にかかる限りの船規則に限るわけですね。これは私は

いろいろ調査をし、聞いておるところによりまするといふこと、航行中の船舶

にかかる限りの船規則に限るわけですね。これは私は

いろいろ調査をし、聞いておるところによりまするといふこと、航行中の船舶

にかかる限りの船規則に限るわけですね。これは私は

にまた十五時は時間一ぱいになる。交代時間だ。交代時間になるから、運用時間切れになるから非常にこれは一たとえば甲板でもつて観測しておつても通信士がいなくなつてしまふ、あなたのせいじやない、通信士のせいいでなくなつてしまふ。だから事實上は打つてない、九時であつても九時に打てるといふことを聞いておるのですが、これはうそですか。

○説明員(多田寿夫君) 通信士が一名になりますと、御案内のように一日の労働時間は八時間でございます。どうしても一回は打ちにくい時間が出ると思います。この時間の關係につきましては、時間の変更その他で片づくと思ひます。今御質問の内容をもう少し私のほうの予報部長が実情をよく知つておりますので、それでお答え願つて、その上で御返事申し上げます。

○大倉精一君 聞くところによると、いろいろ気象庁のほうに対しは、いろいろな方面から注文があるそうですけれども、きょうは遠慮なしに答へてもいいたいと思います。遠慮する必要はないと思ふ。

○説明員(肥沼寛一君) ただいまの御質問の十五時でしたか、ちょうど観測はそれで終わつて、次に勤務時間でない時間に入るということがございます。これは事実でござります。これは現在もそういうのがございまして、三名乗つてない船についてはそういうことがございまして、これは船側の御好意で数分程度延ばしてそこの電報を入れてもらつておるといふことがあります。そういふことがあります。これはだいじょうぶだと私ども船のほうのお話し合いで考えております。

それから百六十度以東の少くなる代時間だ。交代時間になるから、運用時間切れになるから非常にこれは一たとえば甲板でもつて観測しておつても通信士がいなくなつてしまふ、あなたのせいじやない、通信士のせいいでなくなつてしまふ。だから事實上は打つてない、九時であつても九時に打てるといふことを聞いておるのですが、これはうそですか。

○説明員(多田寿夫君) 通信士が一名になりますと、御案内のように一日の労働時間は八時間でございます。どうしても一回は打ちにくい時間が出ると思います。この時間の關係につきましては、時間の変更その他で片づくと思ひます。今御質問の内容をもう少し私のほうの予報部長が実情をよく知つておりますので、それでお答え願つて、その上で御返事申し上げます。

○大倉精一君 聞くところによると、いろいろ気象庁のほうに対しは、いろいろな方面から注文があるそうですけれども、きょうは遠慮なしに答へてもいいたいと思います。遠慮する必要はないと思ふ。

○説明員(肥沼寛一君) ただいまの御質問の十五時でしたか、ちょうど観測はそれで終わつて、次に勤務時間でない時間に入るということがございます。これは事実でござります。これは現在もそういうのがございまして、三名乗つてない船についてはそういうことがございまして、これは船側の御好意で数分程度延ばしてそこの電報を入れてもらつておるといふことがあります。そういふことがあります。これはだいじょうぶだと私ども船のほうのお話し合いで考えております。

それから百六十度以東の少くなる代時間だ。交代時間になるから、運用時間切れになるから非常にこれは一たとえば甲板でもつて観測しておつても通信士がいなくなつてしまふ、あなたのせいじやない、通信士のせいいでなくなつてしまふ。だから事實上は打つてない、九時であつても九時に打てるといふことを聞いておるのですが、これはうそですか。

○説明員(肥沼寛一君) 在来と同じになりますと、御案内のように一日の労働時間は八時間でございます。どうしても一回は打ちにくい時間が出ると思います。この時間の關係につきましては、時間の変更その他で片づくと思ひます。今御質問の内容をもう少し私のほうの予報部長が実情をよく知つておりますので、それでお答え願つて、その上で御返事申し上げます。

○大倉精一君 外國船も、一名乗つているので四回要求されておる通報が完全に行なわれてない。これは私事実だと思うのです。しかも特定の時間にそのことが問題になりましたが、三時が抜けますと、その間三時が全然ないということは、十二時間の間の予報を正確にしなきゃいけないということになります。その間全然ないのでなくなります。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。ですから、そういうのを勘案いたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、そして、特定の船舶などに御依頼をいたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、そして、特定の船舶などに御依頼をいたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、そして、特定の船舶などに御依頼をいたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、

○説明員(肥沼寛一君) 気象電報につきましては、いろいろの経過がございまして、一応それを先に説明さしていただきたいと思います。先ほど三時のことから問題になりましたが、三時が抜けますと、その間三時が全然ないということは、十二時間の間の予報を正確にしなきゃいけないということになります。その間全然ないのでなくなります。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、そして、特定の船舶などに御依頼をいたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、そして、特定の船舶などに御依頼をいたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、

○説明員(肥沼寛一君) 気象電報につきましては、いろいろの経過がございまして、一応それを先に説明さしていただきたいと思います。先ほど三時のことから問題になりましたが、三時が抜けますと、その間三時が全然ないということは、十二時間の間の予報を正確にしなきゃいけないということになります。その間全然ないのでなくなります。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、そして、特定の船舶などに御依頼をいたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、そして、特定の船舶などに御依頼をいたしまして、私どもの目標には八十通くらいは午前三時にもほしいと言つています。それが加わって、さらに十二時間の間、六時間前の資料はまだいまございません。それから夕刻六時でございます。昭和十二年三月二十二日とあります。これは要望にあります。気象電報は、これが始まりましたのは明治四十三年でございまして、最初三回ずついただいておつた。三回というのは午前六時、正午、

いただいて支障がないと、かように確
信をしております。

○大倉精一君 何も支障がないのです
か、全然支障ありませんか。

○國務大臣(斎藤昇君) 支障のないよ
うにやつて参る方針でございます。

○大倉精一君 どうも作文的な答弁に
なりますが、私はやはり、もう少しこ
の問題は真剣に考へてもらわなければ
ならぬと思います。特に外國船がこう
だからといって、だから日本もこうす
ることだといふようなことは、これは非
常に重大な問題だと思うのです。私は
日本の国の特殊事情があるし、特に日
本の国には、日本の国の気象状況なり、
あるいは地理的の状況なりその他の状
態から、外國と全く違つた状態がある
と思います。そういう事情の中で、外
国がやつてゐるから、私のほうもや
るのだ、これだけでは、私は非常にこの
問題は危険だと思います。

でありますから、私の質問は、この
辺で終りますけれども、あとは討論
においてやりますけれども、どう納
得がいきません。ただ、要望しておく
ことは、こういうような法案が、かり
に万一大事をもつて通つた場合におき
ましては、まじめに、率直に、この
よつてきたるところの弊害なり、ある
いは足らざるところを検討されて、そ
うして法本来の目的であるところの航
行の安全に支障のないばかりか、航行
の安全をさらに向上する努力をすると
いうことを要望して、私の質問を終わ
ります。

○委員長(村松久義君) この際、委員
の変更について御報告いたします。

本日、天坊裕彦君、松浦清一君が辞
任され、村山道雄君、田上松衛君が選
任されました。

○田上松衛君 この際、特に申し上げ
ますに、実は、今御承知になつたよう
に、民社黨の委員の松浦君が、すでに
御承知だと思いますが、昨日から五年
ぶりの海上セネストが行なわれており
ます関係から、神戸にありまして、幾
百隻の停船している船の人々に対しま
して、いろいろ説明をし、了解を求
なればならぬような事情等がござい
まして、出席できないわけであります
す。したがつて、やむなく私がかわつ
て出ることになつたわけでありますけ
れども、率直に申し上げまして、今まで
ちょうどときを同じくいたしまして、
建設委員会が重要な法案を採決しなけ
ればならぬという事情があり、これも
また、少數党の立場から、私一人であ
りました関係で、場をはずせない。今
辛うじて委員長から御報告のありま
したように、ただいま委員更迭の手続
しなければならぬほど、時間的に制約
されおつたわけでござりますので、こ
の点御了承いただきたいと考えます。
すでに、過去何回かにわたりまし
て、本問題については検討され、松浦
君からも質疑があつたろうと思つて
あります。したがつて、これ以上質
問申し上げることは、まことに当を
失していくという感じもいささかいた
しますし、ことに理事会において申
し合せがありましたように、もう大
倉委員の質疑をもつて、これで終つす
るということであったようです。これ
らのルールを正しく守つていかなければ
ならぬことは万般承知であります

けれども、ほんの一、二点だけをわめ
しゃつていただけばよろしいのであ
りますから、そのつもりでお許しをい
ただきたいと考えます。

題は、本法案は、言うまでもなく電
波法改正を受けて立つてといふが、む
ちよどとを同じくいたしまして、
建設委員会が重要な法案を採決しなけ
ればならぬという事情があり、これも
また、少數党の立場から、私一人であ
りました関係で、場をはずせない。今
辛うじて委員長から御報告のありま
したように、ただいま委員更迭の手續
しなければならぬほど、時間的に制約
されおつたわけでござりますので、こ
の点御了承いただきたいと考えます。
すでに、過去何回かにわたりまし
て、本問題については検討され、松浦
君からも質疑があつたろうと思つて
あります。したがつて、これ以上質
問申し上げることは、まことに当を
失していくという感じもいささかいた
しますし、ことに理事会において申
し合せがありましたように、もう大
倉委員の質疑をもつて、これで終つす
るということであったようです。これ
らのルールを正しく守つていかなければ
ならぬことは万般承知であります

ますので、答弁も要点だけをおつ
しやすくいただけばよろしいのであ
りますから、そのつもりでお許しをい
ただきたいと考えます。

題は、本法案は、言うまでもなく電
波法改正を受けて立つてといふが、む
ちよどとを同じくいたしまして、
建設委員会が重要な法案を採決しなけ
ればならぬという事情があり、これも
また、少數党の立場から、私一人であ
りました関係で、場をはずせない。今
辛うじて委員長から御報告のありま
したように、ただいま委員更迭の手續
しなければならぬほど、時間的に制約
されおつたわけでござりますので、こ
の点御了承いただきたいと考えます。
すでに、過去何回かにわたりまし
て、本問題については検討され、松浦
君からも質疑があつたろうと思つて
あります。したがつて、これ以上質
問申し上げることは、まことに当を
失していくという感じもいささかいた
しますし、ことに理事会において申
し合せがありましたように、もう大
倉委員の質疑をもつて、これで終つす
るということであったようです。これ
らのルールを正しく守つていかなければ
ならぬことは万般承知であります

けれども、ほんの一、二点だけをわめ
しゃつていただけばよろしいのであ
りますから、そのつもりでお許しをい
ただきたいと考えます。

題は、本法案は、言うまでもなく電
波法改正を受けて立つてといふが、む
ちよどとを同じくいたしまして、
建設委員会が重要な法案を採決しなけ
ればならぬという事情があり、これも
また、少數党の立場から、私一人であ
りました関係で、場をはずせない。今
辛うじて委員長から御報告のありま
したように、ただいま委員更迭の手續
しなければならぬほど、時間的に制約
されおつたわけでござりますので、こ
の点御了承いただきたいと考えます。
すでに、過去何回かにわたりまし
て、本問題については検討され、松浦
君からも質疑があつたろうと思つて
あります。したがつて、これ以上質
問申し上げることは、まことに当を
失していくという感じもいささかいた
しますし、ことに理事会において申
し合せがありましたように、もう大
倉委員の質疑をもつて、これで終つす
るということであったようです。これ
らのルールを正しく守つていかなければ
ならぬことは万般承知であります

けれども、ほんの一、二点だけをわめ
しゃつていただけばよろしいのであ
りますから、そのつもりでお許しをい
ただきたいと考えます。

題は、本法案は、言うまでもなく電
波法改正を受けて立つてといふが、む
ちよどとを同じくいたしまして、
建設委員会が重要な法案を採決しなけ
ればならぬという事情があり、これも
また、少數党の立場から、私一人であ
りました関係で、場をはずせない。今
辛うじて委員長から御報告のありま
したように、ただいま委員更迭の手續
しなければならぬほど、時間的に制約
されおつたわけでござりますので、こ
の点御了承いただきたいと考えます。
すでに、過去何回かにわたりまし
て、本問題については検討され、松浦
君からも質疑があつたろうと思つて
あります。したがつて、これ以上質
問申し上げることは、まことに当を
失していくという感じもいささかいた
しますし、ことに理事会において申
し合せがありましたように、もう大
倉委員の質疑をもつて、これで終つす
るということであったようです。これ
らのルールを正しく守つていかなければ
ならぬことは万般承知であります

な後悔をされる。船主としても、実にどういう工合で要請されたか知らぬけれども、腹はないことを言つてしまつて、ただ、海運企業の基盤を作らねばならぬ、そうでないと国家の手が伸ばせないと何かいうふうにやつて、そうして、こういふのを使われた船主側でも御無理ともつともと、腹の中では舌を出しながら、まさかこんなものを通そとは考へないだろからといふことを考へた人々もあつたろう。それでもやつていくといふことは、これは何といいますか、文字どおり詳つて角をためようとして、國の立場を考へてみますならば、根本的に牛を殺してしまつたぐいのものであると断言して差しつかえないと私は考えております。しかしこういうことは、私はもう、あとで討論でもつて、反対することにしまして、このことは省きまして、もう一つの問題は、外国船が一人で済んで済んでおるのだ、それを日本の船員が、世界にゲルマン民族とともに優秀民族であると誇る日本人が一人で済ませねばはづないと、精勤していくならばそれでいいはずだ、こういうような考え方で、よつて外国船並みに一人にしてしまふなんといふ考え方もある。それまた実情を知らないものはなはだしいものであると言わざるを得ないと考えるのであります。

外国船の場合におきます通信士に対する任務といふものと、日本船における通信士の任務といふものとは、たいへんな違いがござります。

この点についてもあえて質問申し上げるわけですが、大臣は、外国船並み

おるものであるか。ソビエトの船員でありますか、あるいはイギリスやイタリア、フランスと、そういうものの関係について、実際にその資料をとられ、あるいはみずからその目をもち、その耳をもつて触れられてきて、確信の上に立つて、大丈夫だと、いふ確信をお持ちになつたかどうか。その点についても念を押しておきたいと考えます。

○國務大臣(斎藤昇君) 外国船の状況も知らないわけではありません。大臣承知しておるつもりでござります。日本の通信士は、通信士本来の仕事でやる所を相当やつております事實も承知いたしております。私は通信士は、やはり通信士としての仕事に専念をするように、船内の労務体制を確立して、おまかに、船員の免状を出して、郵政省で技術者の免許状を出す。こういふような工合に、一本でないんです。まあ逆に戻つて、文部省で教育をして、運輸省で海員の免状を出して、

もつて、きちんとしたものがされ

とでもつて、きちんとしたものがされ

ていない。したがつて、これはまことに通信士に対しては言いづらい話であ

りますけれども、相当の期間を費しながら、十分第一種甲種の免許状を取る

までに、陸上の技術者の場合と同じよ

うなことにはできないことになつてお

る。これをいきなり小さな船でもつて、丙種でやつてしまふといふような

ことになりますると、ますます、もう

目の前にちらつくものは、人命あるいは財産上の保護について——このこと

が結局、終局的に心配になつてくるわ

けなんですが、これに対しまして、こ

ういう姿の実態といふのを十分御承

知になつておるのかどうか。この点に

ついて、どう考えるかといふような問

題については、もうよしませけれども、御承知になつた上でおやりになつておるのかといふ点について、一言で

いいから、的確な御答弁をいただきたいと考

ります。

○委員長(村松久義君) 他は御質疑もなければ、これをもつて本案に対する

質疑を終局いたします。

これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかに

されおりません。修正案についても、

討論中にお述べを願います。

○天埜良吉君 私は自由民主党を代表して、次の修正案を提出し、修正案の部分を除く政府提出の原案に賛成いたします。

附則第二項中「昭和三十六年」を

「昭和三十七年」に改める。

修正案提出の趣旨は、本法律案が昨

年九月提出され、今国会において継続審査となつたため、附則第二項中の

「昭和三十六年法律第号」とあるのを「昭和三十七年法律第号」と

改めるもので、当然修正を必要とするものであります。

さて、船舶通信士につきましては、

その乗組員数及び資格は、船舶職員法に定められてゐるところであります

が、現行規定は、太平洋戦争中の特殊

事情によつて船舶通信士を増員しまし

てから今日まで、おむねその体制を

踏襲しております。一方通信機は非常な進歩をし

ります。一方通信機は非常な進歩をし

ておりますので、これらを勘案して、

海上航行の安全に支障を来たさない範

囲で諸外国並みに改めようとするもの

であります。なお、あわせて船舶通信

士の資格に関する制度を合理化せんと

するものでありますので、修正部分を

除き、本案に賛成するものであります。

○大倉精一君 私は日本社会党を代表して、本案に反対をいたします。以

というが、それはどこの船員をさしておるものであるか。ソビエトの船員でれども、腹はないことを言つてしまつて、ただ、海運企業の基盤を作らねばならぬ、そうでないと國家の手が伸ばせないと何かいうふうにやつて、そうして、こういふのを使われた船主側でも御無理ともつともと、

腹の中では舌を出しながら、まさかこんなものを通そとは考へないだろからといふことを考へた人々もあつたろう。それでもやつていくといふことは、これは何といいますか、文字どおり詳つて角をためようとして、國の立場を考へてみますならば、根本的に

牛を殺してしまつたぐいのものであると断言して差しつかえないと私は考えております。しかしこういうことは、私はもう、あとで討論でもつて、反対しないければならぬ理由の中で若干触れることにしまして、このことは省きまして、もう一つの問題は、外国船が一人で済んで済んでおるのだ、それを日本の船員が、世界にゲルマン民族とともに優秀民族であると誇る日本人が一人で済ませねばはづないと、精勤していく

ことにはできないことになつておる。これがいきなり小さな船でもつて、丙種でやつてしまふといふようなことになりますと、ますます、もう

ことになりますると、ますます、もう

下、その理由を申し上げたいと思います。

わが国船舶乗組員は、海上における安全化のあらましの中で、海上における安全を脅かされ、さらに生活を奪われようとしております。本法は海上航行の安全を目的とするものであり、船舶通信士の資格及び定員、その他の定員は、その手段であります。船舶の航行の安全は、不斷に向上の措置を講ずるよう努力されなければならないにもかかわらず、本改正案は、国際競争力を強化し、企業の合理化を促進するという文句で、もっぱら企業の採算のために航行の安全を後退させようとするものであります。

提案理由の説明においても、海上航行の安全に支障を来たさない範囲で、如才なく言いわけをしているが、むしろ海上航行安全を維持高揚するためといふ、こういうことが言えないところに、本改正案の改悪たる本質を、はしなくも立証していると思います。提案理由に言うところの日本海運をきわめて困難なる事態に直面せしめたのは事実であります。それは、低賃金に甘んじ、勤勉な日本の船員がせいでは断じてないのであります。政府はその責任を反省し、積極的な海運政策を樹立し、推進する努力をせず、かえつて海運資本家と結託をして、もっぱら企業利潤の追求のために、企業合理化の名のもとに、人減らしを行なって、海上の安全と乗組員の生活を脅かす法改正を押しつけて来たのであります。す

で資本家はこの風潮に乗つて、船舶安全法の盲点をついて、盲点を悪用して、三千トン以上の大型船を近海区域から遠海区域に落として、無線電信を無線電話に切りかえ、通信士を下船せしめ、あるいは救助艇を減らし、消防ポンプをはずす等、船舶職員の激しい不安と憤慨を巻き起こして、この風潮を、政府は一体何と見るか、しかもも海上の安全に最も重大な役割を持つ船舶通信士であることに至っては、きわめて要質な、許されないものがあると思います。

以下、この改悪の航行の安全を後退せしめる理由を述べます。

第一には、現行規定は、太平洋戦中の特殊事情によって制定せられたものであると提案理由には言つておりますが、これは人減らし論者の都合のいいたい文句にすぎません。戦時の特例立法は時限的なものであるから、戦争が終われば当然効力を失うものである。戦時に關する幾つかの戦時法令は、いざれも終戦とともに廃止になつております。しかるに無線の無休体制は、当時の無線電信法と船舶職員法といふ一般法によって制定せられたものであり、戦時中だけ適用される特別立法とは異なり、今日に至るまで実施されてきたのであります。

第二に、わが国の船舶通信士の乗組員数は諸外国に比べて相当上回っています。おるから、これを諸外国並みに改める必要があると、こう言つております。しかし通常、国際水準並みといえればレベル・アップを意味するものだと、われわれは意識いたしますけれども、船舶無線執務体制に關する限り、航

行の安全のため諸外国よりもすぐれて、日本の制度から、政府の言う国際水準並みとは無線通信本来の使命の象報告が絶対必要であることは明らかであります。しかるに法改正によつて、船舶からの気象通報は重大な支障があります。ただ単に、外国がやつておられるからとうことだけでは、レベル・ダウンすることを意味する。むしろ船舶相互安全のために、ポンプをはずす等、船舶職員の激しい抗議の弱い部門であり、しかもも海上の安全に最も重大な役割を持つ船舶通信士であることに至っては、きわめて要質な、許されないものがあると思います。

以下、この改悪の航行の安全を後退せしめる理由を述べます。

第一には、現行規定は、太平戦争中の特殊事情によって制定せられたものであると提案理由には言つておりますが、これは人減らし論者の都合のいいたい文句にすぎません。戦時の特例立法は時限的なものであるから、戦争が終われば当然効力を失うものである。戦時に關する幾つかの戦時法令において審議をされておるので省略をいたしますが、特殊事情をあげれば、第一には日本近海の気象、海象、地理的状態の特殊性と、さらに海難発生がきわめて多い、という特殊事情を明の要ありません。

第二には、日本船の無線通信のやり方であります。日本は歐米諸國のように国際的通信網を自己の支配下に置いておりませんから、世界のあらゆる海上から遠距離直接通信の方法をとつてあります。もし一名になれば、遠距離直接通信は不可能になりますから、もう言うのでありますけれども、オート・アラームの性能等について、ト・アラームによって代行させる、次にオート・アラームについて申し上げます。いわゆる船舶通信士の三名を一名にするといふのがわりにオート・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。専門の通信委員会において審議され、ト・アラームによって代行させる、このセシスであります。

第三に、わが国の氣象業務のためには、広範な海域における船舶から、の気象報告が絶対必要であることは明らかであります。しかるに法改正によつて、船舶から、の気象報告が絶対必要であることは一度もないと聞いてあります。たゞ單に、外国がやつておられるからとうことだけではなく、レベル・ダウンすることを意味する。むしろ船舶相互安全のために、ポンプをはずす等、船舶職員の激しい抗議の弱い部門であり、しかもも海上の安全に最も重大な役割を持つ船舶通信士であることに至っては、きわめて要質な、許されないものがあると思います。

第四には、日本の船員費が安いことの原因であるといふことは、これはナショナル・セイフティ・システムであります。ゆえに船員費が国際競争をとつておるといふことは、これはナショナル・セイフティ・システムであります。しかりません。通信士の需給が逼迫をしておるといふことが改正案の理由の重なる一つに相なつておりますが、政府はこの問題に対する本質に目を向けておられます。通信士の逼迫しておるというこの原因是、養成機関に第1級資格者は電通大で教育されておりますが、供給源は海には行かないで、これはほとんど陸に行なつてしまつ。そのことは、今言つたようにこの改正案によりまして、海上の安全を脅かされ、あるいは生活を奪われていくこの不安と同時に、海上における勤務並びに低賃金という惡条件が加わって、海行くものがいなくなつてしまつ。その事実を率直に見なければならぬと思います。さらにまた、このたびの改正によりまして、二級通信士は削減され

御質疑のある方は、順次御発言願います。——別に御発言もなければ、本案に対する質疑を終局いたします。

御意見のある方は、順次御発言願います。——別に御発言もなければ、直ちに採決を行ないます。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村松久義君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成は、委員長に御一任を願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託されました。

一、木船運送法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)

四月十九日本委員会に左の案件を付託されました。

一、鉄道敷設法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月五日)

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車の保管場所の確保等に関する法律案

自動車の保管場所の確保等に関する法律案

(目的) 自動車の保管場所の確保等に関する法律
(第一条) この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。(定義)

(第二条) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

二、保有者 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号) 第二条第三項に規定する保有者をいう。

三、保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

四、道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五、駐車 道路交通法(昭和三十年法律第五百五号) 第二条第十号に規定する駐車をいう。

(自動車の保管場所を確保しなければならない。) (保管場所の確保)

自らの意思で、行政庁に対して、道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していいることを証する書面に係るものに限る。(第十三条使提出等)

(第四条) 道路運送車両法第四条、第十二条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)、第十三条(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していいることを証する書面を提出しなければならない。

(第五条) 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

(第六条) 当該行政庁は、前項の政令で定める書面を提出した者は、同項の処分をしないものとする。

(第七条) 保管場所としての道路の使用の禁止等)

(第五条) 何人も、道路上の場所を自らの意思で、行政庁に対して、道路上の場所として使用してはならない。

(第六条) 何人も、道路上の場所を自らの意思で、行政庁に対して、道路上の場所として使用してはならない。

(第七条) 何人も、道路上の場所を自らの意思で、行政庁に対して、道路上の場所として使用してはならない。

(第八条) 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

(第九条) 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することは、してはならない。

(第十条) 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することは、してはならない。

(第十一条) 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間)に道路の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

(第十二条) 前二項の規定は、政令で定める特別の用務を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合について適用しない。

(第十三条) 保管場所の確保

第三条 自動車の保有者は、道路上の場所において、当該

(駐車の禁止、制限等)

第六条 自動車は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した道路の区間ににおいて、道路交通法第四十八条第一項の規定により駐車す

ばならない。

前条第一項の規定又は同条第二項(保管場所の確保を証する書面の提出等)

十二条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)、第十三条(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

十八条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

十九条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十一条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十二条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十三条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十四条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十五条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十六条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十七条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十八条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

二十九条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十一条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十二条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十三条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十四条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十五条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十六条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

三十七条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)第十三條(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係るものに限る)又は第十四条に規定する

百八条の規定の適用については、前条第一項の規定又は同条第二項若しくは第三項の規定に基づく处分は、同法の規定又は同法の規定に基づく処分とみなし、同法第百十条又は第一百一条第一項の規定の適用については、前条の規定は、同法の規定とみなす。

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一、第五条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者は、この場合について準用する。

二、第六条第三項において準用する道路交通法第五十一条第一項の規定による罰金に処する。

一、第五条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

二、第六条第三項において準用する道路交通法第五十一条第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金に処する。

一、第六条第一項の規定に違反して偽の書面を提出して第四条第一項の規定による処分を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

罰するほか、その法人又は人に対

しても、同条の罰金刑を科する。

第十一条 第八条第二項第三号若しく

は第四号又は同条第三項の規定又

適用については、第六条第一項又

は第二項中公安委員会とあるの

は、同条第三項において準用する

道路交通法第百十四条の規定によ

り権限の委任を受けた方面公安委

員会を含むものとする。

2 道路交通法第百九条第一項及び

交通事件即決裁判手続法（昭和二

十九年法律第百十三号）第二条の

規定の適用については第八条第一

項第二号、同条第二項第三号若し

くは第四号又は同条第三項の罪

は、道路交通法第八章の罪とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して三月を経過した日から施行す

る。ただし、第五条の規定は公布

の日から起算して一年を経過した

日から施行し、第六条第三項中道路

交通法第百十三条の二の規定を準

用する部分は行政不服審査法（昭

和三十七年法律第

号）の施行

の日から施行する。

2 第四条及び第五条の規定を適用

する地域は、各規定につき政令で

定める。

四月二十日本委員会に左の案件を付託

された。

一、広島原尾道市防地口付近に旅客

専用停車場設置の請願（第二八七

三号）（第二八八二号）（第二九五七

号）

第一八七三号 昭和三十七年四月七

日受理

広島県尾道市防地口付近に旅客専用停

車場設置の請願（二十通）

六六 内海省三外十九

請願者 広島原尾道市久保町五

四一四良神社内 永井

紹介議員 一松 定吉君

名

ひさを外十九名

紹介議員 一松 定吉君

名

この請願の趣旨は、第二八七三号と同

じである。

第一九五七号 昭和三十七年四月十

一日受理

広島県尾道市防地口付近に旅客専用停

車場設備の請願（二十通）

四一四良神社内 永井

紹介議員 一松 定吉君

名

ひさを外十九名

紹介議員 一松 定吉君

名

この請願の趣旨は、第二八七三号と同

じである。

昭和三十七年四月二十日印刷

昭和三十七年五月一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局